

令和 8 年度 平塚市立勝原小学校いじめ防止基本方針

令和 8 年 4 月 2 0 日
平塚市立勝原小学校

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、ほかの児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、児童が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティ作りに努めます。

(いじめの禁止)

本校児童は、いじめを行ってははいけません。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民その他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

2 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組

「重要な項目・内容」

- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ・児童が自主的に行ういじめ防止に資する児童会活動に対する支援を行います。
- ・交流活動や行事等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で児童を見守る体制づくりに努めます。
- ・いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ・児童の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化をはかり、児童と関わる時間を多くするように努めます。

「具体的な取り組みや内容」

- ・道徳の時間の授業を学年教職員間で検討し、教材の効果的活用に努めます。(通年)
- ・学校行事や異学年活動等を通して、円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てます。

- ・教育相談に関する校内研修等を実施し、教職員のカウンセリングマインドを高めます。
- ・校務支援ソフトを積極的に活用し、会議や校務の効率化を図り、児童と関わる時間を多くするように努めます。

(2) いじめの早期発見のための取組

「重要な項目・内容」

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する調査「いじめアンケート」を学期に1回程度実施します。また、「勝原小いじめ防止委員会」が必要と判断した場合にも「いじめアンケート」を実施します。
- ・児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるように相談体制の整備を行います。
- ・相談・通報のあった事案は、「勝原小いじめ防止委員会」を通して情報共有に努めます。
- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

「具体的な取り組みや対応」

- ・「いじめアンケート」は、6月と11月の年2回実施します。
- ・「いじめアンケート」の結果を受けて、個別面談を実施します。
- ・職員会議の中で児童の情報交換会を実施し、教職員同士で児童情報の共有をします。
- ・スクールカウンセラーに相談できる日時を、学校だよりや学年だよりにて知らせます。
- ・保護者が来校した際には、教職員から積極的に声を掛け、気軽に相談しやすい関係を構築します。

(3) いじめの早期解決のための取組

「重要な項目・内容」

- いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせます。
- いじめに係る相談を受けた場合は、当事者の気持ちに寄り添いながらすみやかに事実の有無の確認をします。
- いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童、保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。

「具体的な取り組みや対応」

- いじめられた児童や保護者への支援
 - ・事実確認とともに、いじめられている児童の立場に立ち、児童の気持ちを受容的・共感的に受け止め、一定期間別室等において学習を行わせる措置を講じるなど、できる限り不安を除去し、心身の安全を保障します。
 - ・保護者の心情に配慮しながら誠意をもって対応します。後の対応と経過については、継続して保護者と連携を取りながら、解決に向かって取り組みます。
- いじめた児童への指導、支援や保護者への助言
 - ・いじめられた児童の気持ちを考えさせ、いじめが他者の人権を侵す行為であること

に気付かせ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行います。

- ・明確な事実を伝え、保護者の思いも聞きながら、いじめが許されないことを理解できるように、学校と保護者が連携して、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、今後の関わり方などについて、保護者と一緒に考え、継続的に助言を行います。

○周りの児童に対しての働きかけ

- ・はやし立てたり、同調したりしている児童に対しては、それらの行為はいじめに加担していることを理解させるよう指導します。

○経過観察と再発防止に向けた継続した指導

- ・学級や学年、学校全体の問題として考え、「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を児童に広げ、再発防止へ向けた指導を行います。

(4) インターネットを通じてのいじめへの対応

「重要な項目・内容」

- ・発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、児童及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行います。

「具体的な取り組みや対応」

- ・道徳や学級活動の授業を通して、情報モラル教育を更に充実させます。
- ・サイバー教室を開催し、インターネットの正しい使い方の広報啓発活動を推進します。

3 「勝原小いじめ防止委員会」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「勝原小いじめ防止委員会」を設置し、学期に1回程度（7月・12月）開催します。

いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催します。

(1) 「勝原小いじめ防止委員会」の構成

管理職、児童指導担当、学年主任、養護教諭、教育相談コーディネーター、児童指導部員、スクールカウンセラー（スクールソーシャルワーカー）

※ 検討事項や事案内容に応じて、構成メンバー、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し、校長が任命します。

(2) 活動内容

〈定例開催〉

- ・いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針、年間計画作成、実行、検証、修正
- ・いじめに関する相談、通報への対応
- ・いじめの判断と情報収集

〈緊急開催〉

- ・情報の収集、記録と共有
- ・いじめ事案への対応の検討、対応方針の決定
- ・平塚市教育委員会への報告
- ・場合によっては通報、警察対応

4 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、市教育委員会を通じて市長に報告し、市教育委員会と協議の上、「緊急調査チーム」を設置し、迅速に調査に着手します。

(1) 「緊急調査チーム」の構成

管理職、児童指導担当、学年主任

※ 事案内容により構成員については市教育委員会と検討し、校長が任命します。

※ 構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

(2) 活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
- ・平塚市教育委員会への調査結果報告
- ・調査結果の説明について、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出

5 その他

(1) いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価項目に加え、適正に自校の取組を評価します。

- ・いじめの早期発見に関する取組に関すること
- ・いじめの再発を防止するための取組に関すること

(2) いじめに係る情報を適切に記録に残すようにします。

改訂

- ・平成28年5月12日に内容を追加・改訂した。
- ・令和元年6月17日に内容を追加・改訂した。
- ・令和6年4月15日に内容を追加・改訂した。